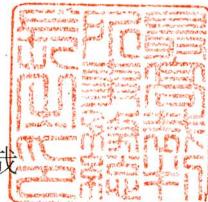


最高裁秘書第2363号

令和4年8月4日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様



最高裁判所事務総長 堀 田 眞 哉

司法行政文書不開示通知書

令和4年7月1日付け（同月5日受付、第040267号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

最高裁平成30年（受）第269号に関する最高裁平成31年3月12日判決が裁判所HPで公表されていることによるプライバシー侵害又は名誉侵害の可能性（添付の大蔵省令和4年6月28日決定等参照）に関する最高裁の検討内容が書いてある文書（別添省略）

2 開示しないこととした理由

1の文書は存在しない。

（注）この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（本通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所事務総局秘書課に対して苦情の申出をすることができます。

（担当）秘書課（文書開示第二係） 電話03（4233）5240（直通）